

キャンパスハラスメントの相談における課題

山崎 理央

(福山大学 人間文化学部)

キャンパスハラスメントの相談における課題について、相談に対する学生の意識状況や、大学の防止・対応の整備状況をふまえて検討した。

調査 1

大学生のキャンパスハラスメント相談に対する意識状況について検討した。

方法 A 大学 1~4 年生の学生 15 名 (女性 6 名, 男性 9 名。平均年齢 20.2 歳) に質問紙調査を行った。次の 3 項目への自由記述での回答を求めた。(1) 「ハラスメント」と聞いて思い浮かべる事柄, (2) 所属大学のハラスメント防止・対応のガイドラインについて知っているか, またその事柄, (3) 所属大学のハラスメント相談窓口を利用することがあるとしたら気になる事柄。

結果と考察 ハラスメントという言葉は全員が認識しており, その言葉が意味する「精神的な苦痛を強いられる」「他者への侵害, 危害」「対象を追い詰めること」といった事態が多く挙げられ, また半数以上の学生が「セクハラ」「モラハラ」「パワハラ」といった名称もあわせて挙げていた。

その一方, 所属大学のハラスメントに関するガイドラインを知っているとの回答は無かった。ガイドラインに限定した設問であったため, 当該大学で相談体制が整備されていること自体が周知されていないとは必ずしも言えない。ただ, ハラスメント防止のガイダンスや相談対応の案内は学生全員に実施されていることからすると, それではまだ周知が不十分であることが考えられる。

相談への気がかりとしては, 「相談内容が外に漏れることはないか」という情報漏洩に関する懸念や「相談したいことが実際にハラスメントにあたるのか」という相談内容に関する不確かさへの懸念が複数挙げられていた。相談窓口の存在だけでなく, 相談の利点やそこで講じられている配慮についてもより積極的な周知が必要であろう。

調査 2

大学におけるキャンパスハラスメントに関する防止・対応の整備状況について検討した。

方法 中国四国地方にある 25 の国公立大学および 47 の私立大学, 計 72 大学の公式ウェブサイト

を参照し, 次の 3 項目に関する何らかの情報がサイト上に公表されているかどうかを調べた。(1) ハラスメントの防止や対応を担う委員会や対策室等が設置されているか, (2) ハラスメント相談の窓口を設置, もしくは相談員を配置しているか, (3) ハラスメントの防止や対応に関する規程, もしくはガイドライン等が整備されているか。

結果と考察 あくまでウェブサイトに情報の記載があるかどうかの結果であるが, 委員会等・相談窓口・規程等の 3 項目とも整備されていたのは 42 大学 (国立大学のすべて, ほとんどの公立大学, および 20 の私立大学) であり, 20 大学では 1~2 項目が整備されていた。10 私立大学では, 3 項目のいずれも整備の記載が見当たらなかった。

1~2 項目のみ整備の場合, (1) 規程の存在は不明だが委員会や相談窓口は設置されている, (2) 規程や委員会はあるが相談窓口の存在すなわち常時受付の体制が不明確, (3) 規程や相談窓口は整備されていることから必要に応じて大学当局が対応する体制と考えられる, (4) 相談窓口はあるが相談内容がどのように処理されるのかが不明, (5) 体制を整備しているとの記載はあるが中身は不明, といったケースがうかがえた。

また, 相談窓口がない大学でもほとんどに学生相談室があり, ハラスメントの相談も兼ねている可能性は考えられる。ただ, 相談対応が非常勤スタッフに限られるものや, 学生課や教務課等の事務職員が窓口を兼ねるもの, 教員が持ち回りで担当するものなど, 相談体制は各大学組織の事情が多分に反映されたものであることがうかがえた。

総合考察

対応の整備は多くの大学で, キャンパスハラスメントの概念を明示した形で広がってきている様子である。一方でその中身については, 相談から解決までのプロセスやその対応の位置づけは, 特に多くの私立大学においては, まだ必ずしも明確になっていない段階と言える。ハラスメントの実質的な防止につながるためには, 整備された体制がいかに学生や教職員に周知され, 日頃から機能するものになるかが重要であろう。